

第 3 期群馬県教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく第 3 期群馬県教育振興基本計画の策定に当たり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見を聞くために、第 3 期群馬県教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第 3 期群馬県教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に当たり必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、教育に関する学識を有する者等のうちから、群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」）が委嘱する委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に座長及び副座長を置く

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する副座長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、教育長が座長と協議の上招集する。

- 2 座長は、必要がある場合は懇談会を招集することができる。
- 3 懇談会の議長は座長が務める。
- 4 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第 6 条 懇談会に、専門的事項について意見交換を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、懇談会委員により構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の経過及び結果を懇談会に報告する。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、群馬県教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。